

# 浜松市博物館 博物館実習実施要項

浜松市博物館

令和3年12月15日改正

浜松市博物館（登録博物館）は、博物館法施行規則に基づき、博物館実習（以下、「実習」という。）を実施する。実習生の受け入れについては、以下のとおり行う。

## 1 根拠法令

- （1）博物館法施行規則第1条によるほか、「博物館実習ガイドライン」（2009年4月文部科学省）に準拠する。

## 2 目的

- （1）博物館での実務をとおして、将来の学芸員として必要な知識・技能・態度を習得する。
- （2）来館者や資料寄贈者など博物館利用者と直接触れ合うことで、博物館への期待を知る。
- （3）生涯学習の場としての博物館の役割を理解し、あるべき姿を志向する。
- （4）博物館の業務を体験することで、博物館をとりまく社会に博物館事業への理解者または協力者を増やす。

## 3 実施期間

- （1）8月の第一月曜日から土曜日まで（全6日間）を基本とするが、希望者数に応じて追加で設定することがある。
- （2）日数は大学の指定により増減可能とする。
- （3）実習時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- （4）日程については、年度により若干変更することがある。
- （5）浜松市内の大学とは、上記にかかわらず、日程と実務内容（カリキュラム）等を協議することができるものとする。

## 4 定員

- （1）定員は12名程度とする。なお、同一大学からの受け入れは原則として2名以内とする。
- （2）上記（1）は、実習1期間あたりの人数である。

## 5 受け入れ条件

以下の条件を満たした学生を、大学からの依頼により受け入れる。

- （1）大学において、学芸員養成課程に関する単位を取得または履修中の学生であること。  
実習参加時点で博物館法施行規則第1条に定める博物館に関する科目の単位を取得済みもしくは取得見込みの学生で、未履修の者は認めない。

- (2) 居住地または滞在拠点（帰省先等）から無理なく通うことができること（静岡県西部地域出身もしくは在住であることを原則とする。）。
- (3) 将来学芸員になることを希望しており、学芸員資格取得に意欲があること。
- (4) 大学の指定する実習日数について、原則としてすべて参加すること。
- (5) 実習期間中は、災害傷害保険・賠償責任保険等へ必ず加入すること。
- (6) 当館が地域史を主とする歴史系博物館であることを承知していること。
- (7) 大学の附属博物館等で実習を実施している場合には、そちらを優先すること。

## 6 実習内容

年度により変更されるが、おおむね以下の内容で実施する。

- (1) ガイダンス、館内の見学
- (2) 資料の取り扱いについて（整理・清掃など）
- (3) 展示の企画など
- (4) 講座の企画など
- (5) 教育普及事業について（体験学習補助など）
- (6) 情報発信について（広報物作成補助など）
- (7) その他

## 7 申込期間

- (1) 大学からの文書による依頼は、当該年度の4月1日から30日までの間に受け付ける。
- (2) 実習を希望する者は、上記5の受け入れ条件を満たしていることを確認した上で、前年度の1月上旬から3月末までに当館の実習担当者へ電話で連絡すること。  
また、当館から受け入れの内諾を得た上で、大学側へ当館への依頼文書の提出を依頼すること。なお、定員に達した場合には、申込期間内であっても受付を終了する。

## 8 留意事項

- (1) 大学からの文書による依頼をもって正式な受け入れの承諾を行う。
- (2) 依頼文書の書式は各大学所定のものとし、承諾書の書式は当館所定のものとする。
- (3) 承諾後でも受け入れ条件を満たさないことが判明した場合は受け入れないこととする。
- (4) 実習態度が不適切な実習生は、受け入れを中止する。
- (5) 当館や分館への交通費、その他必要な経費（体験用教材費等）は実習生の負担とする。
- (6) 実習に際し、謝金は受け取らない。
- (7) 当館の実務（資料整理・陳列・体験補助等）を担当することで（6）と相殺する。
- (8) 実習の評価は行わず、当館所定の書式により実習修了の証明書を発行する。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定を変更することがある。